

陸前高田市告示第45号

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱の全部を改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

陸前高田市長 戸羽 太

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市民の防災意識の高揚と地域防災体制の強化を図るため、自主防災組織及び市長が認めた団体（以下「自主防災組織等」という。）が行う防災資機材の整備等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することについて、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市長に自主防災組織設置届を提出している団体をいう。
- (2) 防災資機材等 別表に掲げるものとする。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災資機材等整備事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

(補助事業の対象者)

第4 補助事業の対象となる者は、自主防災組織等とする。ただし、同一年度内に、既に他の制度等により防災資機材の整備が行われた自主防災組織等に対しては、補助を行わないものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の交付対象となる経費は、第3の事業に要する経費その他市長が必要と

認める経費とする。

2 補助金の額は、前項の経費の3分の2以内の額とし、その限度額を1自主防災組織当たり20万円とする。

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 自主防災会活動計画(報告)書(様式第2号)
- (3) 補助対象経費の見積書又は設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否について決定したときは、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第8 第7第2項の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、承認の可否を決定し、承認したときは陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第6号)により、承認しないときは陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更(中止)不承認決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了したときは、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(1) 自主防災会活動計画（報告）書

(2) 補助対象経費の請求書又は領収書の写し若しくは費用を支払ったことを証する書類

(3) 完成写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求及び交付）

第10 補助事業者は、第9の完了検査において完了確認を受けたときは、速やかに陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助事業の確認）

第11 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象事業の現場に立入り調査をすることができる。

（維持管理）

第12 補助事業者は、補助の対象となった財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、又は貸し付ける場合においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合若しくは天災等のやむを得ない事情による財産の流失については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、補助の対象となった財産が、前項に規定する期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2関係）

区 分	品 名
情報収集・伝達用	携帯トランシーバー、携帯用ラジオ、拡声器等の情報収集発信活動に係る資機材
初期消火用	消火器、防火衣、とび口等の初期消火用資機材
水防用	救命ボート、救命胴衣、シャベル等の水防用資機材
救出用	バール、はしご、エンジンカッター等の救出用資機材
救護用	A E D（自動体外式除細動器）、担架、救急セット等の救護用資機材
給食・給水用	こんろ、給水タンク、炊飯装置等の給食・給水用資機材
訓練用	模擬消火訓練装置、心肺蘇生訓練用人形等の訓練用資機材
その他	上記区分のほか、市長が特に必要と認める資機材

様式第1号（第6関係）

年 月 日

陸前高田市市長 様

住 所

団 体 名

印

代表者氏名

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付申請書

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第6の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

様式第2号（第6、第9関係）

自主防災会活動計画（報告）書

事業計画（実績）

事業費目	1 防災資機材等整備事業 2 その他市長が必要と認める物品の購入事業
事業内容	
事業費	円
物品等の保管場所	陸前高田市
事業実施予定	着手 年 月 日 完了 年 月 日
連絡責任者	住所： 氏名： 連絡先：
備考	

収支予算（実績）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	精算額	備考
市補助金			
自己資金			
合計			

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	精算額	備考
合計			

様式第3号（第7関係）

陸前高田市指令 第 号

住 所

団 体 名

代 表 者

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金の交付について、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額 円

年 月 日

陸前高田市長

印

様式第4号（第7関係）

陸前高田市指令 第 号

住 所
団 体 名
代 表 者

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金の交付について、次の理由により不交付としますので、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第7の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不交付の理由

年 月 日

陸前高田市市長 様

住 所

団 体 名

印

代表者氏名

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業を変更（中止）したいので、陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第8の規定により、申請します。

記

変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	
変更後申請額	金 円

備考 必要により次の書類（変更後）を添付のこと

- 1 補助対象経費の見積書又は設計書
- 2 変更（中止）の決定が分かる総会資料もしくは議事録等
- 3 その他市長が必要と認める書類

住 所
団 体 名
代 表 者

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更（中止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請があった陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金
変更（中止）承認申請については、次のとおり承認することに決定したので、陸前高
田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第8の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



1	変 更 交 付 決 定 額	金	円
	（ 既 交 付 決 定 額	金	円
	追 加（減 額）交 付 決 定 額	金	円

2 承認する事項

様式第7号（第8関係）

陸前高田市指令 第 号

住 所

団 体 名

代 表 者

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金変更（中止）不承認決定通知書
年 月 日付けで申請があった陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金
変更（中止）承認申請については、次の理由により承認しないことに決定したので、
陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第8の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不承認の理由

様式第8号（第9関係）

年 月 日

陸前高田市市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金完了報告書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて別紙のとおり報告します。

様式第9号（第10関係）

年 月 日

陸前高田市市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金交付請求書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号により交付決定の通知があった
陸前高田市自主防災組織育成事業費補助金について、事業を完了したので、次のとおり請求します。

金 円

金融機関名	
預金の種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号（第12関係）

財産管理台帳

団体名：

事業実施年度：		年度		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		適用
事業の内容		事業期間		事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
財産の種類	設置場所	承認年月日	承認年月日		補助金（円）	その他（円）					
		円	円	円	年		
		円	円	円	年		
合計				円	円	円					

備考

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(A4)